

令和2年6月4日

東京女子医科大学病院
病院長 田邊一成

令和2年6月4日付の判決について

当院において再発膠芽腫の患者様が亡くなられたことに対して、あらためて哀悼の意を表します。

事案の概要につきましては、当該患者様が、平成26年8月20日に添付文書記載の用量を超えた量の抗てんかん薬の投与を受けたのち、平成26年9月9日に中毒性表皮壊死症による両側肺炎及び肺出血により亡くなられたものです。

今般、東京地方裁判所より、当該患者様に対する当院での薬剤処方の結果、患者様が亡くなられたとの判断が下されました。判決を重く受け止め、ここに謝罪の意を表します。

患者様は平成25年9月に他病院において脳腫瘍摘出術を受けておられますが、平成26年8月に当院にて腫瘍の再発が確認されたため、当院で脳腫瘍摘出術を受けることをご希望になりました。しかしながら、手術を延期してでも他に優先したい行事があるとの患者様及びご主人の強い希望があり行事に支障をきたさないようにとの配慮から当該薬剤の処方がなされました。また、ご主人からは患者様ご本人には病名・余命等は一切告げないよう強い依頼があったため主治医としては苦渋の決断であったのも事実であります。

本学としては、本事案に先立つ平成26年2月に鎮静薬の投与後に幼児の患者様が亡くなられたことを受け、院内全体として薬剤処方の厳格な審査システムの採用、教育指導強化等、再発防止策を実施してきたところであり、その中でそのわずか半年後に本事案が生じたことについて誠に遺憾であると考えております。今後も、病院職員が一体となって、患者様の安心安全を至上命題として、大学病院としての高い期待に応えるべく邁進する覚悟です。

以上